

## 修学生医師の初期研修中の県外研修に係るプログラム に関する意見聴取について

### 【概要】

修学生医師の初期研修中の県外研修の取り扱いについては、平成 28 年度第 3 回茨城県地域医療対策協議会（以下「地対協」という。）（平成 28 年 12 月 21 日開催）において、以下のとおり取り扱うこととした。

- 修学生医師が、臨床研修病院の定めた初期研修プログラムの中で、県外における研修に参加することを可とする。
- 県外勤務を伴う研修プログラムへの修学生の参加の可否については、地域医療支援センター運営委員会（※）の意見を聞いて地域医療支援センター長が決定する。

※令和元年度以降は、地域医療支援センター運営委員会が地対協へ一本化されたため、地対協の意見を聞いた上で、地域医療支援センター長が決定することとする。

#### <判断の観点（例）>

- ・県内では実施できない研修であり、且つどのように茨城の地域医療に役立つかが説明できること
- ・初期研修にふさわしい研修内容であること
- ・適切な期間であること

- 初期研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入については、次ページ別表のとおり。

### 【対象期間】

令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月末

### 【今回意見を聞く案件】

申請病院	初期研修プログラムの名称	県外研修を行う医療機関	県外研修を行う期間
東京医科大学 茨城医療センター	東京医科大学病院卒後臨床研修プログラム	大浜第一病院 中頭病院	1 か月 1 か月
総合病院水戸協同病院	水戸協同病院・筑波大学附属病院水戸地域医療教育センター初期臨床研修プログラム	大島病院	1 か月

## 初期研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入について

### 別表 1 地域医療医師修学資金（地域枠）

平成29年度以降

区分	内容		履行期間の算入
1 医師不足地域外にマッチング	医師不足地域外の病院でのみ研修する場合		→2年間医師不足地域外勤務期間に算入
	連続6月以上で通算12月以上医師不足地域内の病院に派遣される場合		→12月、医師不足地域内病院勤務期間として算入
	県外に派遣される場合	2月以下	→医師不足地域外勤務期間として算入
		2月超	→猶予期間に算入
2 医師不足地域内にマッチング	医師不足地域内の病院でのみ研修する場合		→2年間医師不足地域内勤務期間に算入
	(1) 県内医師不足地域外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月以下	→(1) + (2)の期間を医師不足地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月超	→(1)の期間を医師不足地域内勤務期間として算入し、(2)の期間を猶予期間に算入
	(2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月超	→(1)の期間を医師不足地域外勤務期間として算入し、(2)の期間を猶予期間に算入
3 県外大学病院へのマッチング	県外の大学病院等にマッチングすることはできません		

※1月30日換算(1月未満端数切り捨て)

## 別表 2 医師修学資金

平成 29 年度以降

区分	内容		履行期間の算入
1 県外大学病院 にマッチング  又は 2 特定地域外に マッチング	初期研修期間をすべて特定地域外（県外を含む）の病院でのみ研修する場合		→ 2 年間猶予
	初期研修期間のうち、連続 6 月以上で通算 12 月以上特定地域内に派遣される場合		→ 12 月義務算入
3 特定地域内に マッチング	初期研修期間をすべて特定地域内の病院でのみ研修する場合		→ 2 年義務算入
	(1) 県内特定地域外に派遣される場合  (2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算 4 月以下かつ (2) が 2 月以下	→ (1) + (2) の期間を特定地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算 4 月以下かつ (2) が 2 月超	→ (1) の期間を特定地域内勤務期間として算入し (2) の期間を猶予期間に算入
		(1) + (2) が通算 4 月超	→ (1) + (2) の期間を猶予期間に算入

※ 1 月 30 日換算（1 月未満端数切り捨て）

※ 医師不足地域と特定地域について

地域医療医師修学資金貸与条例においては「医師不足地域」と規定し、医師修学資金貸与条例においては「特定地域」と規定しているが、定める範囲は同一である。

(別紙様式)

修学生医師の初期研修中の県外研修に係る申請書

令和4年2月3日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1  
医療機関名 東京医科大学茨城医療センター  
代表者名 病院長 福井 次矢

下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

初期研修プログラムの名称	東京医科大学茨城医療センター卒後臨床研修プログラム	
研修責任者氏名	プログラム責任者 屋良 昭一郎	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒900-0005 沖縄県那覇市天久1000番地 電話098 (866) 5171
	名称	大浜第一病院
県外研修を行う期間	1か月	
県外研修の目的	内科外科を問わず積極的に手技を行わせる環境があり、研修医一人あたりの経験症例数も多いこと、フィジカル重視の診療、高度な専門医療を同時に経験しながら、判断力と自信を身に付けることを目的とする。	
県外研修の内容	病棟での <b>On The Job Training</b> を主として行う。 主治医の指導の下で担当チームの一員として患者の診察にあたる。 入院患者を担当し、主治医や上級医と共に、毎日 1 回以上回診を行う。 各カンファレンス、勉強会に参加し、担当した患者のプレゼンテーションを行う。	

(別紙様式)

修学生医師の初期研修中の県外研修に係る申請書

令和4年2月3日

茨城県知事 殿

所在地 茨城県稲敷郡阿見町中央3-20-1  
医療機関名 東京医科大学茨城医療センター  
代表者名 病院長 福井 次矢

下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

初期研修プログラムの名称	東京医科大学茨城医療センター卒後臨床研修プログラム	
研修責任者氏名	プログラム責任者 屋良 昭一郎	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒904-2142 沖縄県沖縄市字登川610番地 電話098 (939) 1300
	名称	中頭病院
県外研修を行う期間	1か月	
県外研修の目的	医師としての人格を養い、医学・医療を取り巻く社会的ニーズを理解し、将来の専門性に関わらず、日常診療で頻繁に出くわす病気・病態に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけること。 何事も患者の立場に立ち考える習慣を身につけ、患者の持っている権利を理解し守る姿勢を身につけること。 感染症科が特に有名であり特有の疾患を経験すること。	
県外研修の内容	病棟での <b>On The Job Training</b> を主として行う。 主治医の指導の下で担当チームの一員として患者の診察にあたる。 入院患者を担当し、主治医や上級医と共に、毎日 1 回以上回診を行う。 各カンファレンス、勉強会に参加し、担当した患者のプレゼンテーションを行う。	

(別紙様式)

修学生医師の初期研修中の県外研修に係る申請書

令和4年2月10日

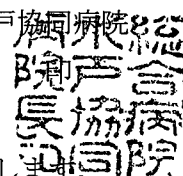
茨城県知事 殿

所在地 茨城県水戸市宮町3-2-7

医療機関名 筑波大学附属病院水戸地域医療教育センター

茨城県厚生連総合病院水戸協同病院

代表者名 渡辺 重行



下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

初期研修プログラムの名称	水戸協同病院・筑波大学附属病院水戸地域医療教育センター 初期臨床研修プログラム	
研修責任者氏名	小林 裕幸	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒894-0015 鹿児島県奄美市名瀬真名津町18-1 電話 0997(52)3611
	名称	鹿児島県立大島病院
県外研修を行う期間	1か月間	
県外研修の目的	茨城県では経験することのできないような地域救急医療の経験を通して、将来茨城県の地域医療や救急医療を支える修学生医師にとって必要な能力を向上させる機会を得るため	
県外研修の内容	鹿児島県立大島病院は鹿児島本土から380km、沖縄本島から340km離れた奄美大島にある315床の三次救急病院で、鹿児島沖縄間の諸島医療を担い外傷・内因性の疾患ともに幅広く対応する 研修医はホットラインに対応し、1時間かけて病院に来る救急車にも対応し、救急隊とのコミュニケーション能力を磨く。 島内唯一の小児科標榜病院で、小児救急を学ぶ。 条件を満たしたのものには講習を受けたのちにドクターヘリに搭乗し現場での判断や、ヘリ内での処置など、講習会や救急処置室では経験できないことを学ぶ	